

国家税务总局关于纳税信用管理有关事项的公告
国家税务总局公告 2020 年第 15 号

为深入贯彻落实国务院“放管服”改革精神，优化税收营商环境，完善纳税信用体系，根据《中华人民共和国税收征收管理法实施细则》和《国务院关于印发社会信用体系建设规划纲要（2014-2020 年）的通知》（国发〔2014〕21 号），现就纳税信用管理有关事项公告如下：

一、非独立核算分支机构可自愿参与纳税信用评价。本公告所称非独立核算分支机构是指由企业纳税人设立，已在税务机关完成登记信息确认且核算方式为非独立核算的分支机构。

非独立核算分支机构参评后，2019 年度之前的纳税信用级别不再评价，在机构存续期间适用国家税务总局纳税信用管理相关规定。

二、自开展 2020 年度评价时起，调整纳税信用评价计分方法中的起评分规则。近三个评价年度内存在非经常性指标信息的，从 100 分起评；近三个评价年度内没有非经常性指标信息的，从 90 分起评。

三、自开展 2019 年度评价时起，调整税务机关对 D 级纳税人采取的信用管理措施。对于因评价指标得分评为 D 级的纳税人，次年由直接保留 D 级评价调整为评价时加扣 11 分；税务机关应按照本条前述规定在 2020 年 11 月 30 日前调整其 2019 年度纳税信用级别，2019 年度以前的纳税信用级别不作追溯调整。对于因直接判级评为 D 级的纳税人，维持 D 级评价保留 2 年、第三年纳税信用不得评价为 A 级。

四、纳税人对指标评价情况有异议的，可在评价年度次年 3 月份填写《纳税信用复评（核）申请表》，向主管税务机关提出复核，主管税务机关在开展年度评价时审核调整，并随评价结果向纳税人提供复核情况的自我查询服务。

五、本公告自 2020 年 11 月 1 日起施行。《纳

国家税務総局：納税信用管理関連事項に関する公告
国家税務総局公告 2020 年第 15 号

国务院の「放管服（行政簡素化および権限委譲・開放および管理の結合・サービス合理化）」改革の主旨を深化・徹底し、税収ビジネス環境を最適化し、納税信用体系を完備するため、《中華人民共和國稅收徵收管理法實施細則》および《國務院：社会信用体系構築計画要領（2014-2020 年）印刷・公布に関する通知》（国發〔2014〕21 号）に基づき、納税信用管理関連事項について以下の通り公告する：

一、非独立計算分支機構は、納税信用評価に任意で参加することができる。本公告でいう非独立計算分支機構とは、企業納税者が設立し、税務機關において登記情報の確認を完了済かつ計算方式が非独立計算である分支機構を指す。

非独立計算分支機構は評価参加後、2019 年度前の納税信用等級を今後評価せず、機構の存続期間は国家税務総局の納税信用管理関連規定を適用する。

二、2020 年度の評価実施時より、納税信用評価の得点計算方法の起算ルールを調整する。直近の 3 評価年度において非経常性指標情報がある場合、100 点から起算する；直近の 3 評価年度において非経常性指標情報がない場合、90 点から起算する。

三、2019 年度の評価実施時より、税務機關が D 級納税者に対して講じる信用管理措置を調整する。評価指標の得点により D 級に判定された納税者について、翌年の D 級評価の直接保留から評価時の 11 点控除に調整する；税務機關は、本条の前述の規定に基づき 2020 年 11 月 30 日までにその 2019 年度の納税信用等級を調整しなければならず、2019 年度以前の納税信用等級は遡って調整しないものとする。直接判定により D 級に判定された納税者について、D 級評価の 2 年保留・3 年目の納税信用は A 級への評価不可を維持する。

四、納税者は、指標評価状況に対して異議がある場合、評価年度の翌年 3 月に《納税信用再評価（審査）申請表》を記入し、主管税務機關に再審査を申し出ることができ、主管税務機關は、年度評価の実施時に審査・調整を行い、併せて納税者に対して評価結果の再審査状況セルフ照会サービスを提供する。

五、本公告は、2020 年 11 月 1 日より施行する。

<p>税信用管理办法（试行）》（国家税务总局公告 2014 年第 40 号发布）第十五条第二款、第三十二条第七项，《国家税务总局关于明确纳税信用管理若干业务口径的公告》（2015 年第 85 号，2018 年第 31 号修改）第三条第一款、第七条第一项，《国家税务总局关于明确纳税信用补评和复评事项的公告》（2015 年第 46 号，2018 年第 31 号修改）所附《纳税信用复评申请表》同时废止。</p> <p>特此公告。</p> <p>附件：纳税信用复评(核)申请表</p> <p style="text-align: right;">国家税务总局 2020 年 9 月 13 日</p>	<p>《納税信用管理弁法（試行）》（国家稅務總局公告 2014 年第 40 号にて公布）第十五条第二項・第三十二条第七項、《国家稅務總局：納税信用管理上の若干の業務範圍の明確化に関する公告》（2015 年第 85 号、2018 年第 31 号にて改定）第三条第一項・第七条第一項、《国家稅務總局：納税信用追加評価および再評価事項の明確化に関する公告》（2015 年第 46 号、2018 年第 31 号にて改定）の付屬文書《納税信用再評価申請表》は、同時に廢止する。</p> <p>特にここに公告する。</p> <p>付屬文書：納税信用再評価（審査）申請表</p> <p style="text-align: right;">国家稅務總局 2020 年 9 月 13 日</p>
---	---